

令和 7（2025）年度 柏崎市福祉施設等夜勤対応者補助金のお知らせ

令和 7（2025）年 4 月

柏崎市福祉保健部福祉課

この補助金は、介護夜勤対応者の処遇改善の推進によって夜勤対応可能者の確保と離職防止を図るため、市内介護事業者が夜勤手当を増額する場合に、その手当を予算の範囲内で補助するものです。

令和 7（2025）年から開始し、5 年間継続して補助を行います。

1 補助金の概要

◆当補助金における用語の定義

夜勤	・ 午後 10 時から翌日午前 5 時までの 7 時間の時間帯を含む勤務
夜勤手当	・ 前述の時間帯を含む勤務について、事業者が定める給与に関する規程に規定する手当であり、介護職員に対し支給するもの (※宿直員等、直接介護に携わらない職員は除く)

◆対象となるサービス（施設・事業所）

- ・ 障がい福祉：短期入所施設
- ・ 障がい福祉：施設入所支援施設
- ・ 障がい福祉：共同生活援助施設
- ・ 障がい福祉：福祉型障害児入所施設
- ・ 救護施設

◆補助対象者

- ・ 柏崎市内に所在する上記の施設・事業所を運営する事業者

◆交付の要件

今年度初めて当該補助金を申請する場合

今年度と前年度末の夜勤手当を比較して増額していること。

前年度に当該補助金の交付を受けた事業者が申請する場合

今年度と初めて交付を受けた年度の前年度末の夜勤手当を比較して増額していること。

※今年度の夜勤手当が前年度と同額の場合も対象となる。

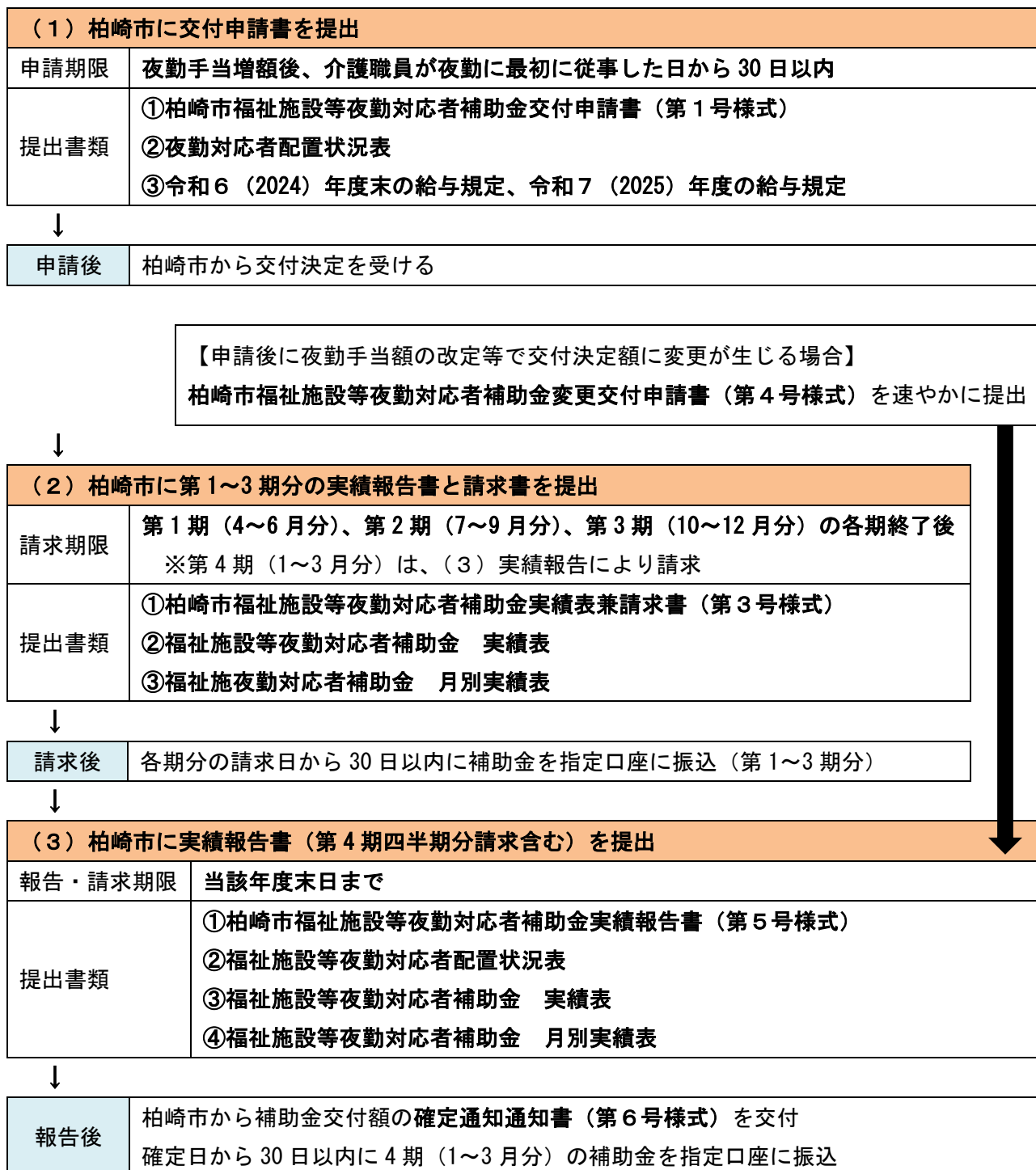
◆対象経費及び補助上限額

- ・ 対象経費：夜勤（午後 10 時から翌日午前 5 時までの 7 時間）に対する手当支給額
- ・ 補助上限額：1 時間当たり 200 円（夜勤者 1 人当たり）

夜勤時間帯を通じて職員の交代がない事業所（2 交代制）	➢ 夜勤者 1 人当たり上限：1,400 円 （7 時間勤務×1 時間上限 200 円）
夜勤時間帯を複数の職員が交代で勤務する事業所（3 交代制）	➢ 夜勤者 1 人 1 時間当たり上限：200 円 （交代者の通算で 7 時間勤務、通算上限：1,400 円）

詳しい申請方法は裏面をご覧ください

2 補助金交付の流れ



(担当)

福祉課障害相談係 若月、大矢

21-2357（係直通）